

令和8年1月29日

福井県立歴史博物館飲食施設募集要綱

福井県立歴史博物館飲食施設の出店者を次により募集する。

1 趣旨

福井県立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）は、福井大学をはじめとする教育施設、文化施設が集積する地区にあり、文化活動の拠点施設として多くの県民に広く活用されている。幾久公園に隣接する歴史博物館にある飲食施設として、県民の憩いの場として広く親しまれるとともに、歴史博物館にふさわしい雰囲気の店舗と質の高いサービスが提供できる出店者を募集する。

2 施設概要

（1）施設

ア 名	称	福井県立歴史博物館
イ 所	在	福井市大宮2丁目19-15
ウ 構	造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
エ 延床面積		9044.35m ²
オ 年間入館者数		別添1「歴史博物館入館者数」参照

（2）飲食施設

ア 位	置	歴史博物館内1階研修室西側
イ 面	積	約74.80m ² （厨房16.0m ² ）
ウ 平面図		別添2「レイアウト図」参照

3 出店条件

（1）県への申請および契約について

ア 行政財産借受申請書

賃貸借契約を締結する前に行政財産借受申請書を県に提出する。

イ 契約形式

定期建物賃貸借契約

※県と出店者との間で、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

ウ 契約期間

契約締結日～令和11年3月31日

エ 賃貸料

年額 189,980円※

※契約期間が年度途中で開始もしくは終了する場合は、日割計算する。

(2) 営業内容等について

別紙1「福井県立歴史博物館飲食施設出店者募集仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

4 応募資格

- (1) 福井県内に本社など主たる事務所等を有している法人または福井県内に住所を有する個人であること。
- (2) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。
- (3) 飲食・喫茶業の経営に携わった経験が3年以上であること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (6) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

5 応募方法

出店を希望する者は、応募申込書を提出したのち、出店申込書および企画提案書を提出すること。
企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 応募申込書の提出

- | | |
|--------|--|
| ア 提出書類 | 応募申込書（様式1） |
| イ 提出部数 | 1部 |
| ウ 提出期限 | 令和8年2月9日（月）午後5時までとする。 |
| エ 提出方法 | 郵送または電子メールによること。※郵送は提出期限日必着 |
| オ 提出先 | 〒910-0016 福井市大宮2丁目19-15
福井県立歴史博物館 利用サービス室 あて
電子メールアドレス history-museum@pref.fukui.lg.jp |

(2) 現地説明会

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ア 日 時 | 令和8年2月12日（木）午後4時30分から |
| イ 場 所 | 福井市大宮2丁目19-15
福井県立歴史博物館 1階研修室 |

(3) 質問の受付および回答

- | |
|--|
| ア 質問は、質問票（様式2-1）により行うものとする。（郵送・FAX・電子メール） |
| イ 質問の受付期間は、公募開始以降、令和8年2月16日（月）午後4時までとする。 |
| ウ 回答は、回答票（様式2-2）により、応募申請者全員に令和8年2月18日（水）までにFAXまたは電子メールにより行う。 |

（4）出店申込書の提出

ア 提出書類

- ① 出店申込書（様式3）
- ② 業務運営の実績（様式4）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式5）

イ 添付資料 提出書類の添付資料として次の書類を1部提出すること。

＜法人の場合＞

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書
- ③ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）
- ④ 直近3期分の決算書
- ⑤ 県税の滞納のない旨の証明書

＜個人の場合＞

- ① 身分証明書
- ② 登記されていないことの証明書 ※後見登記等ファイルに記録されていないことの証明

ウ 提出部数 各1部

エ 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時までとする。

オ 提出方法 持参または郵送によること。 ※郵送は提出期限日必着

カ 提出先 〒910-0016 福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館利用サービス室 あて

（5）企画提案書の提出

企画提案書の内容は別紙1の仕様書の内容に即し、別紙2の「企画提案書作成要領」により作成するものとする。

ア 提出書類 企画提案書（様式6）

イ 提出部数 7部

ウ 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時までとする。

エ 提出方法 （4）のオに同じ。

オ 提出先 （4）のカに同じ。

（6）応募費用の負担

今回の公募への応募に際して必要となる経費はすべて申請者の負担とする。

（7）提出辞退

出店申込書の提出を行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、上記（5）の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退による不利益な扱いはない。

（8）企画提案書等の情報公開

企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 出店者の選定について

福井県立歴史博物館飲食施設出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、企画提案書等の審査を実施のうえ、選定する。

- （1）審査日 令和8年3月13日（金）
- （2）選定結果の通知 選定結果は、提案者全員に通知する。

7 選定の取消しについて

次の場合には、出店者としての選定を取消すものとする。

- （1）正当な理由なくして、県の指定する期日までに定期建物賃貸借契約の手続きに応じなかったとき。
- （2）出店者の選定から定期建物賃貸借契約の手続きまでの間に、出店者の資金事情の変化等により店舗の確実な運営が履行できないと県が判断したとき。
- （3）提出された書類に嘘偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと県が判断したとき。

なお、上記の理由により出店が取消された場合は、他の企画提案者の中から総合的に審査し、出店者を決定する。